

2. 高齢者向け住まいの適切な供給について

平成 23 年の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の改正によって創設されたサービス付き高齢者向け住宅や、有料老人ホームといった高齢者向け住まいについては、近年、急激に増加している。有料老人ホームは、平成 26 年時点で約 39 万人分、サービス付き高齢者向け住宅は、平成 28 年 1 月末時点で約 19 万戸が供給されている。

これらの高齢者向け住まいにおいては、介護保険における「特定施設入居者生活介護」の指定を受けて自ら介護を提供する役割を有する住まいがある一方で、訪問介護や通所介護などの外部の居宅サービス等との連携を強化している住まいも増えているなど、その内容は多様化している。

今後、各自治体においては、こうした高齢者向け住まいの多様性を把握しつつ、地域の実情に応じた供給の支援と適切な指導に取り組んでいただきたい。

(1) 高齢者向け住まいの実態について

本年度においては、「高齢者向け住まいの実態調査」（平成 27 年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）、以下「老健事業」という。）により、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実態調査を実施している。今回の調査においては、以下のような項目を集計している。

- ・施設の概要（法人種別、規模など）
- ・施設のサービス提供体制（職員体制、介護保険サービス施設の状況など）
- ・入居者の状況（要介護度、年齢、認知症の自立度など）
- ・介護サービスの利用状況

さらに、都道府県別の集計も一部行い、本年 3 月には報告書がまとまる予定であるため、高齢者向け住まいにおける実態を適確に把握し、その動向を見極めながら、今後の施策に活用していただきたい。

なお、平成 26 年度「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」（老健事業）で実施された同種の報告書は、以下にまとめられているので、必要に

応じて参照されたい。

株式会社野村総合研究所ホームページ

https://www.nri.com/~media/PDF/jp/opinion/r_report/syakai/fukushi/20150410_report.pdf

(2) 有料老人ホームの指導指針について

有料老人ホームについては、老人福祉法に基づく届出規定が適切に遵守されていない事例が増加していること、入居者が自由に居宅サービス等を選ぶことを阻害していると疑われる事例が見られることなど、有料老人ホームの運営に対する課題が生じている実態もある。

これを踏まえ、平成 27 年 3 月に「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号 最終改正平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号。以下「標準指導指針」という。）を改正して主に以下の見直しを行い、7 月より適用を開始している。

① 届出の促進に向けた規定の適正化

廊下幅や居室の広さ等について、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があることから、既存建築物等の取扱いについて、その特性に応じた見直し等を行ったこと。

② 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があることから、入居者に近隣の介護サービス事業所に関する情報提供を行うことを求める見直しや、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を明確化したこと。

③ サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

サービス付き高齢者向け住宅のうち、老人福祉法の規定において有料老人ホームに該当するものを、標準指導指針の対象に追加したこと。

各都道府県等においては、今般の標準指導指針の改正を踏まえた各自の指導指針の改正に順次対応していただいております、平成 28 年 2 月 10 日時点で、112 都道府県・政令市・中核市のうち、107 都道府県等において改正がなされている。

なお従来より、都道府県等で定める指導指針は、地域の実情に応じて定めるものであり、特に近年は、有料老人ホームの数の増加にあわせて多様化が進み、地域差も見られる。このような状況等を踏まえ、自治体によっては、例えば居室面積についても独自の面積基準を設けるなど、地域の実情に応じた取組みがなされていることから、それらを参考に、各自治体において適切かつ柔軟に対応いただきたい。

(3) 未届の有料老人ホームの追加調査について

例年実施している有料老人ホームに関する定期的な調査について、今年度は、昨年 7 月 30 日付け事務連絡に基づき実施しているところである。

このうち未届の有料老人ホームについては、これまで累次にわたり適確な実態把握をお願いし、その結果、実態把握の進展が見られているところである。昨今の未届の有料老人ホームに関する報道等も踏まえ、入居者の保護に資する観点から、未届の有料老人ホームの実態把握を更に徹底する必要がある。このため、参考資料のとおり、2 月 19 日付け「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 7 回）における「未届の有料老人ホーム」の追加調査の緊急実施について」（老高発 0219 第 1 号平成 28 年 2 月 19 日）に基づき、追加調査を緊急に依頼させていただいている。

これまでの調査においても、未届の有料老人ホームの把握に際して関係機関及び関係部局との連携をお願いしているが、今回の追加調査においては、あらためて市区町村との連携を強化していただき、市区町村の地域包括支援センター担当部局（市区町村に設置された地域包括支援センターを含む）や生活保護部局において把握している未届の有料老人ホームに関する情報の確認を徹底した上で、報告いただきたい。

なお、本調査の国への報告期限は 3 月 25 日としており、取りまとめ次第、平成 27 年度調査結果として公表を予定していることから、期限についてもご協力をお願いしたい。

また、以下の①～③に留意しつつ、事業の実態に基づいて、適切に把握するよう努めていただき、引き続き届出促進のための取組の一層の徹底をお願いしたい。

①届出によって有料老人ホームとなるわけではない

- 「届出」がなくても、①入居サービスと②介護等サービス（食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれか）を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」である。
- 従って、未届けの状態であっても、事業者が希望するかどうかに関わらず、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に則り、有料老人ホームに対する指導監督を行うことが可能。

②入居者の人数は関係ない

- 以前は「10人以上」という要件があったが、平成 18 年度の老人福祉法の改正によって撤廃されているので注意が必要である。

③サービス提供の一体性に留意

- 有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあるので、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が認められたりする施設については、有料老人ホームに該当する。
- なお、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を「設置者」として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも「設置者」に該当するものとして取扱い、事業内容に改善の必要がある場合などは、改善に係る指導の内容に応じて、適宜、個別の法人において対応を図るよう求めることが適切である。

(4) 有料老人ホームの適正な事業運営に向けた取組みについて

昨今、有料老人ホームをはじめとする高齢者向け施設・住まいにおいて、深刻な高齢者虐待等の事案が複数報道され、入居者が安心して過ごせる環境を提供すべき場においてそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、

極めて遺憾な事態である。

これを受け、「要介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について」（老発 1113 第 1 号 27 年 11 月 13 日）を通知し、あらためて有料老人ホームに対して定期的な立入調査等を通じた指導の徹底をお願いしているところである。

あわせて、有料老人ホームは地域に開かれた存在であることが求められるため、職員、入居者やその家族はもちろん、地域とのつながりを強化し、事業の透明性を高める取組の促進をお願いしているところである。

これに関連して、本年度においては、「高齢者向け住まいにおける事業の透明性の確保及び入居者の運営参加のあり方に関する調査研究事業」（老健事業）により、有料老人ホームの運営の透明性を確保する観点から設置が望まれる運営懇談会の取組みを中心に、事業の透明性の確保を図るための取組みや工夫点について実態を把握し、今後のあり方について有識者による委員会で検討していただいている。

本年 3 月には報告書がまとまる予定であるため、今後の施策に活用していただきたい。

（5）低所得高齢者等住まい・生活支援の推進について

平成 26 年度より、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象に、空き家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施しており、平成 27 年度は 12 自治体において活用いただいているところである。平成 28 年度予算案においても引き続き、モデル事業として 0.8 億円を計上している。

本事業の実施に当たっては、今後、国土交通省等関係機関とも連携しながら、住まいの確保対策の強化を図っていくことを検討しているが、下記の点について留意いただき、本事業の積極的な活用に向けて検討を進めるとともに、既に本事業を実施している場合には、その支援の充実を図られるようお願いする。

- ① 事業の実施に関係する地方自治体や事業者で構成する地域連携・協働のネットワークとなるプラットフォーム（地域連携・協働の仕組み）の構築に当たっては、都

道府県や市町村に設置されている居住支援協議会と連携することも有効であると考えられるが、居住支援協議会において住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅への入居支援の取組を行う場合は、国土交通省の補助金の活用が可能であること。

※ 国土交通省「重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会活動支援事業）」平成28年度予算案2. 1億円の内数

- ② 事業の実施に当たり、空き家等のリフォームやコンバージョンが必要な場合は、国土交通省の補助金の活用が可能であること。

※ 国土交通省「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」平成28年度予算案25億円

- ③ 平成28年度の事業実施については、予算の成立に合わせて事前協議書の提出を依頼する予定であり、管内の社会福祉法人・NPO法人等を通じて低所得高齢者等に対する支援を計画している市町村におかれては、準備を進めていただきたいこと。

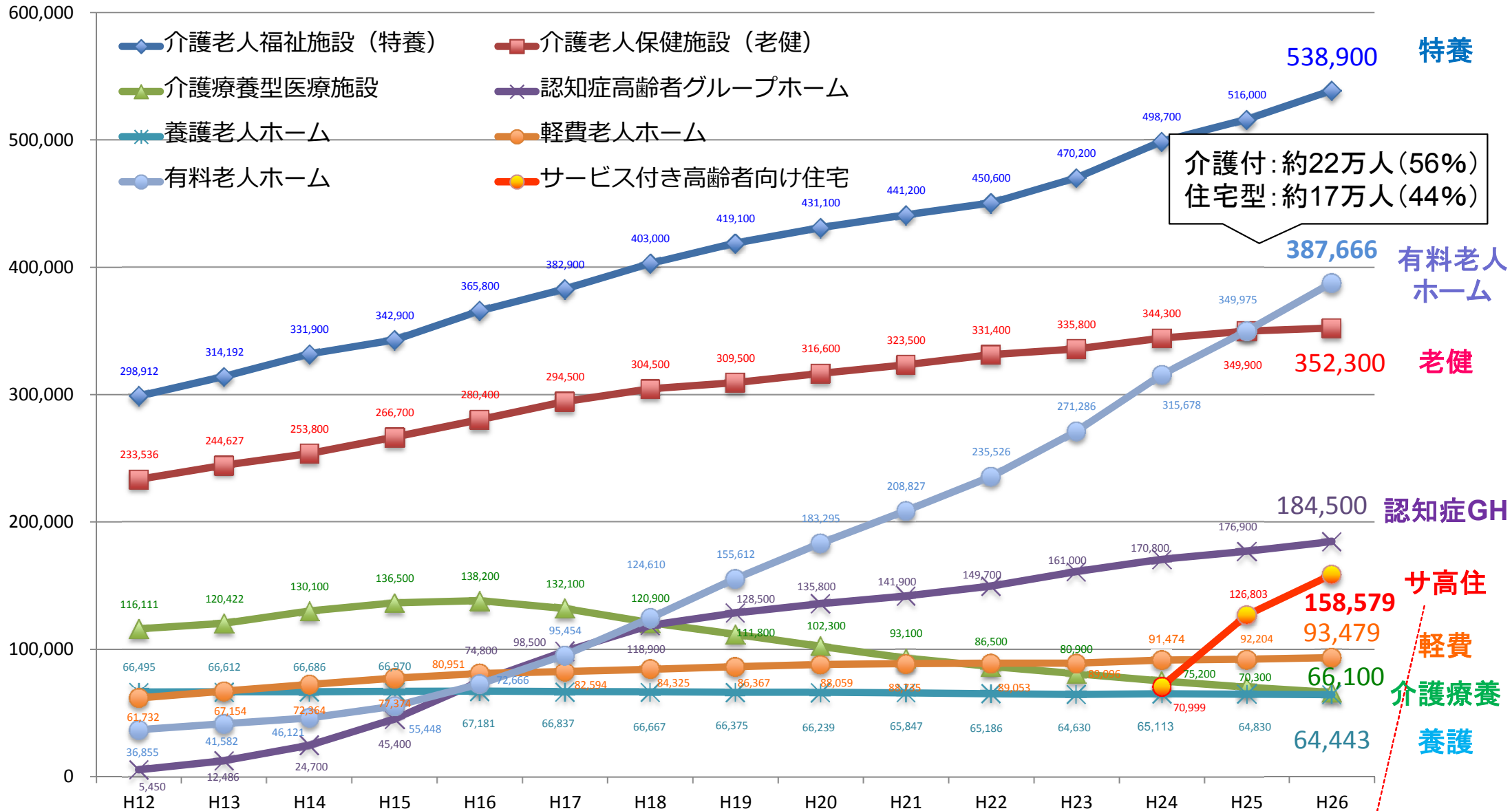
- ④ 下記のシンポジウムにおいて、本事業に取り組んでいる地方自治体の実施状況等を紹介する予定であるため、積極的にご参加いただきたいこと。

※ シンポジウム「医療と住まいの新しい関係」

- ・開催日：平成28年3月14日（月）13:00～17:30（予定）
- ・会場：発明会館 地下ホール（東京都港区虎ノ門）

高齢者向け住まい・施設の定員数

(単位:人・床)



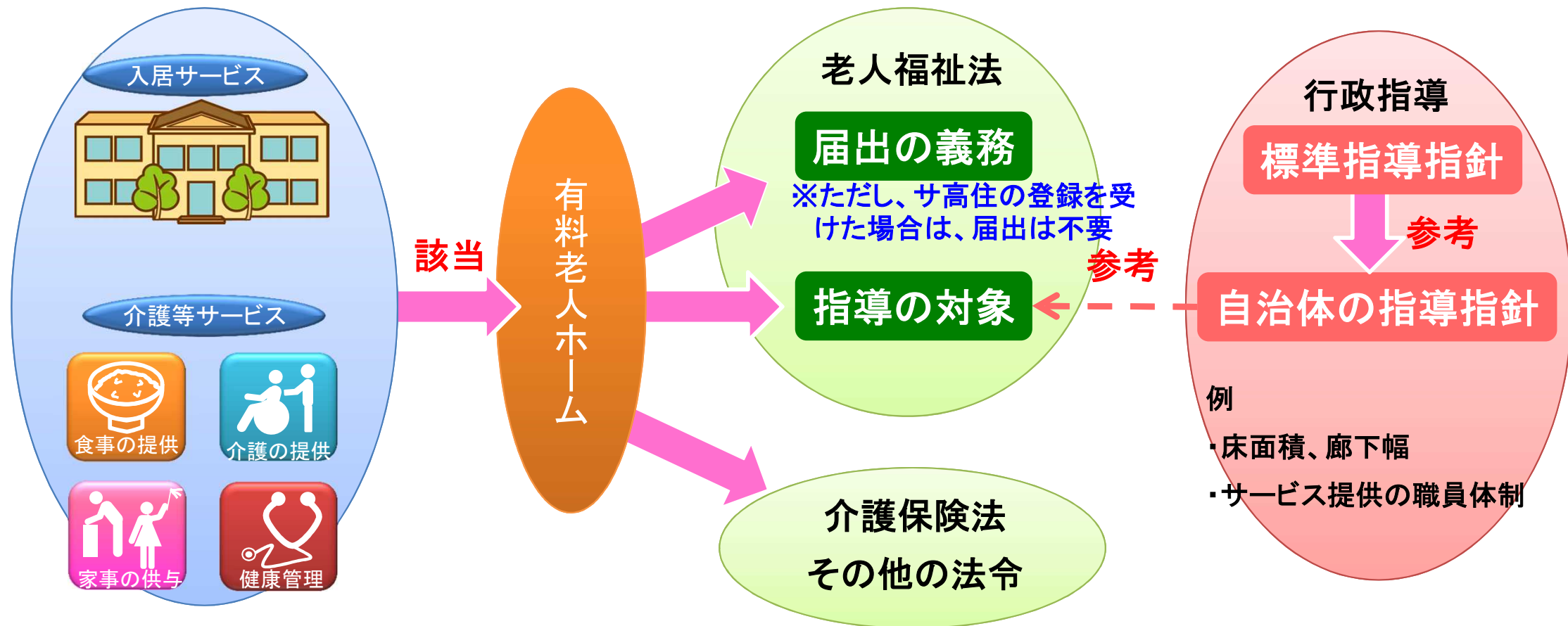
介護付:約22万人(56%)
住宅型:約17万人(44%)

平成28年1月末現在
登録戸数:193,688戸

※1:介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査(10月審査分)【H14~】(定員数ではなく利用者数)」による。
 ※2:介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスの利用者を合算したもの。
 ※3:認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。
 ※4:養護老人ホーム・軽費老人ホームは、社会福祉施設等調査(10/1時点)による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~H26は基本票の数値。
 ※5:有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。
 ※6:サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。

有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)について

- 有料老人ホームの要件(食事の提供などのサービス提供を行う入居事業)に該当する場合、老人福祉法の規定に基づき、届出の義務が発生し、都道府県知事等による指導の対象となる。
- また、自治体において策定する指導指針は、行政指導のためのガイドラインであり、それ自体に法的な拘束力はないが、必要に応じて、老人福祉法の指導を行うかどうかの目安となるものである。
- 一部においては、「届出を行うことによって、指導の対象になる」「指導指針の内容に合わなければ、届出ができない」などの誤解もあるが、制度の適切な理解を促すことが必要である。



有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直しについて

有料老人ホームの設置運営標準指導指針
(最終改正:通知 H27.3.30/適用 H27.7.1)

主要な改正点

ポイント1. 届出の促進に向けた規定の適正化(既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し)

- 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを実施。

ポイント2. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

- 医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があるため、有料老人ホームの事業者が、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を、標準指導指針において明確化し、近隣に設置されている介護サービス事業所に関する情報の提供を行うこと等の見直しを実施。

ポイント3. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

- 従来の標準指導指針では、「サービス付き高齢者向け住宅」は有料老人ホームに該当しても適用対象外としていたが、指導監督を行う都道府県等からは、「サービス付き高齢者向け住宅」も対象とした統一的なガイドラインを求める声も多かった。
 - サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを実施。
- ※ 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。

有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直し～ポイント①～

ポイント1. 届出の促進に向けた規定の適正化(既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し)

○ 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを実施。(H27.7.1から適用)



既存の民家等を転用した取組

指針で定める規模・構造基準

- ① 居室の床面積: 13㎡以上
- ② 浴室・便所のバリアフリー化、緊急通報装置の設置
- ③ 廊下幅: 原則 1.8m以上

該当

それ以外

特例

基準に該当していない事項を説明

指針に適合

代替措置の確保

- ・ 車いすが利用できない廊下幅でも、必要に応じて移動を介助
- ・ バリアフリー未対応でも、入浴・排せつを適切に介助

指針に適合

改善計画の策定

- ・ 浴室・便所のバリアフリー改修など、将来的な改善に関する計画を策定し、入居者の同意を得ている。

指針に適合

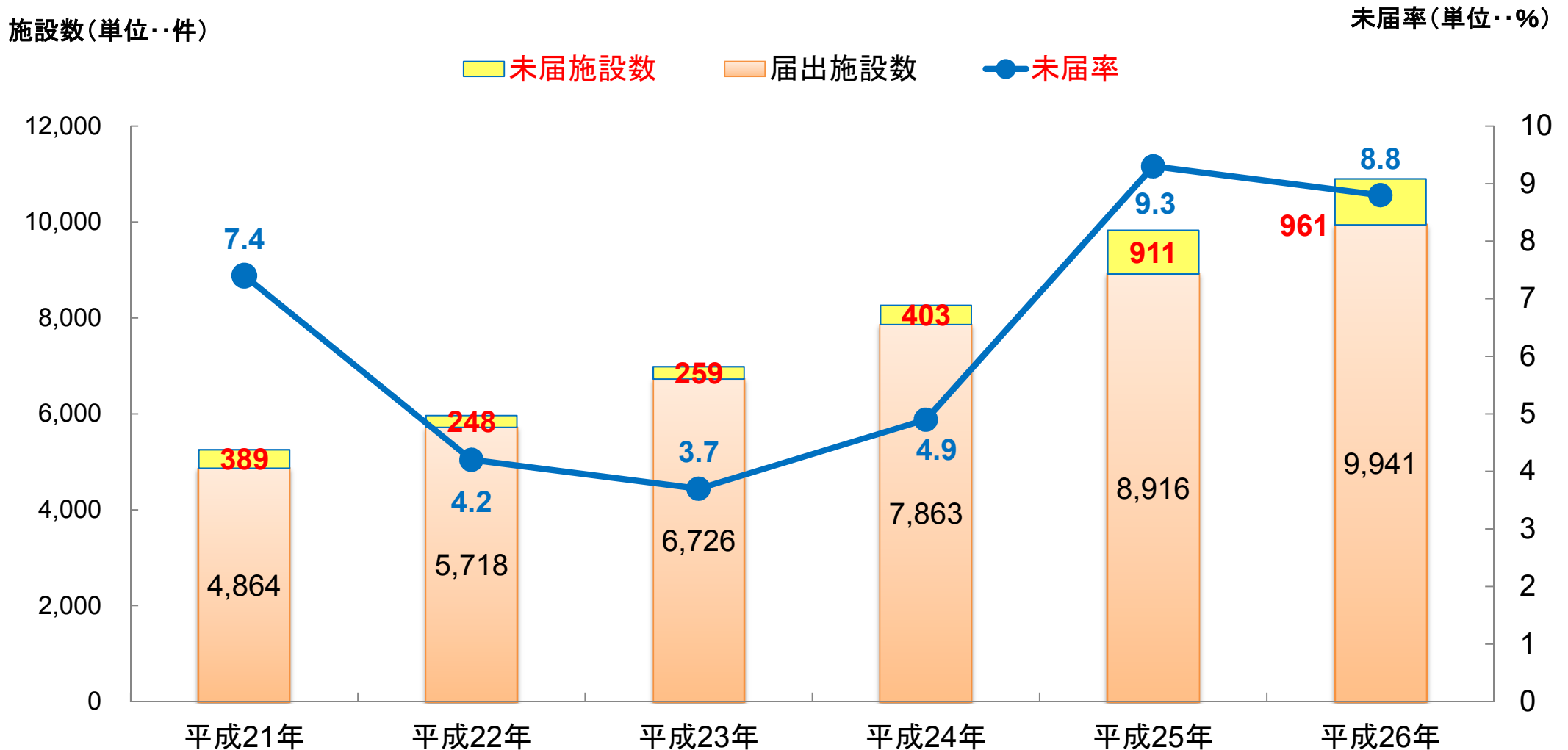
都道府県知事の個別判断

- ・ 事業運営の透明性確保、サービスが適切に提供できる運営体制の確保などが認められる案件

指針に適合

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反していることとなる。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、地方公共団体においては、未届施設に対する呼びかけを強化するなどの対応が必要。



※出典:厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(毎年10月31日時点)

有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直し～ポイント②～

ポイント2. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

- 医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があるため、有料老人ホームの事業者が、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を、標準指導指針において明確化し、近隣に設置されている介護サービス事業所に関する情報の提供を行うこと等の見直しを実施。(H27.7.1から適用)

サービス付き高齢者向け住宅
・住宅型有料老人ホーム

状況把握・
生活相談

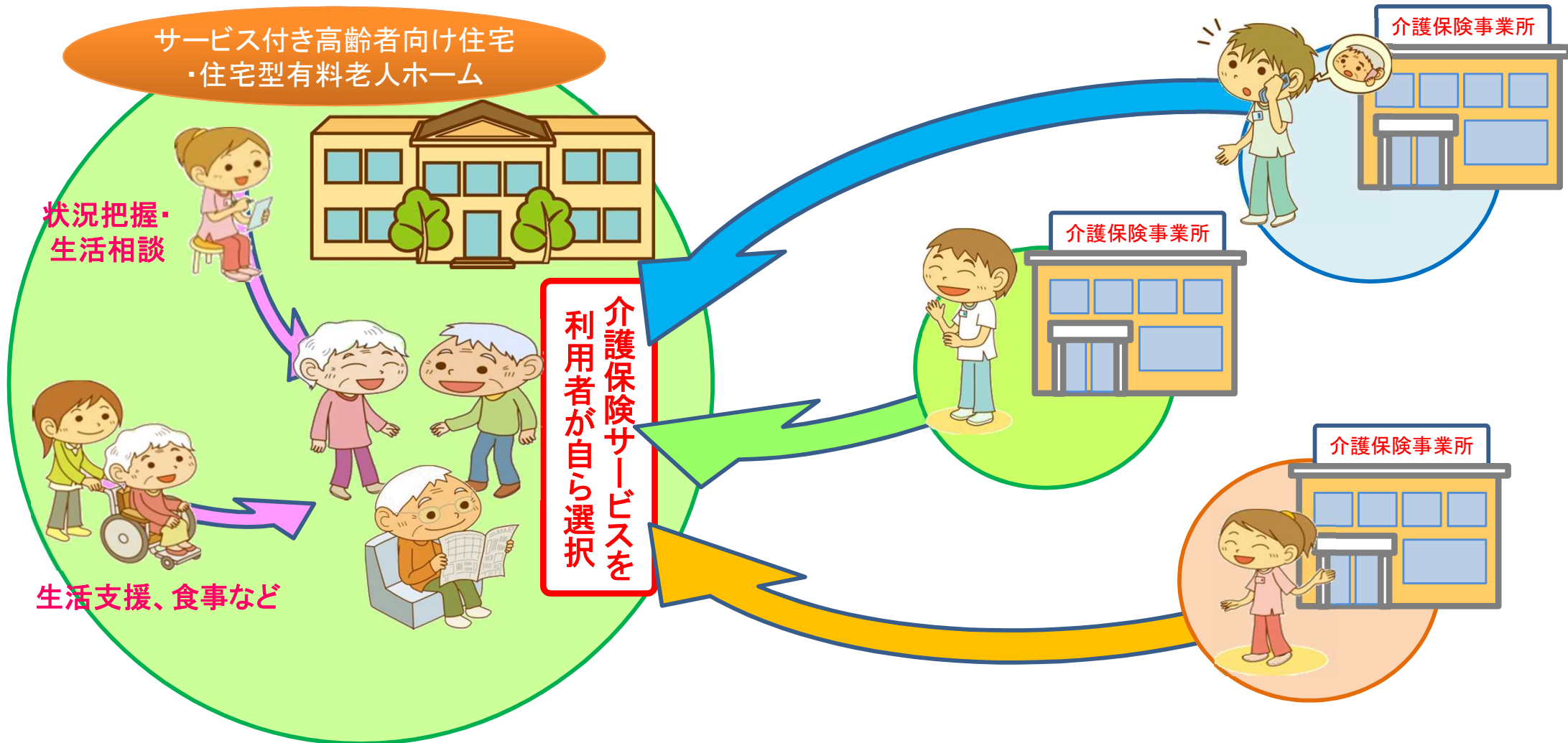
生活支援、食事など

介護保険サービスを
利用者が自ら選択

介護保険事業所

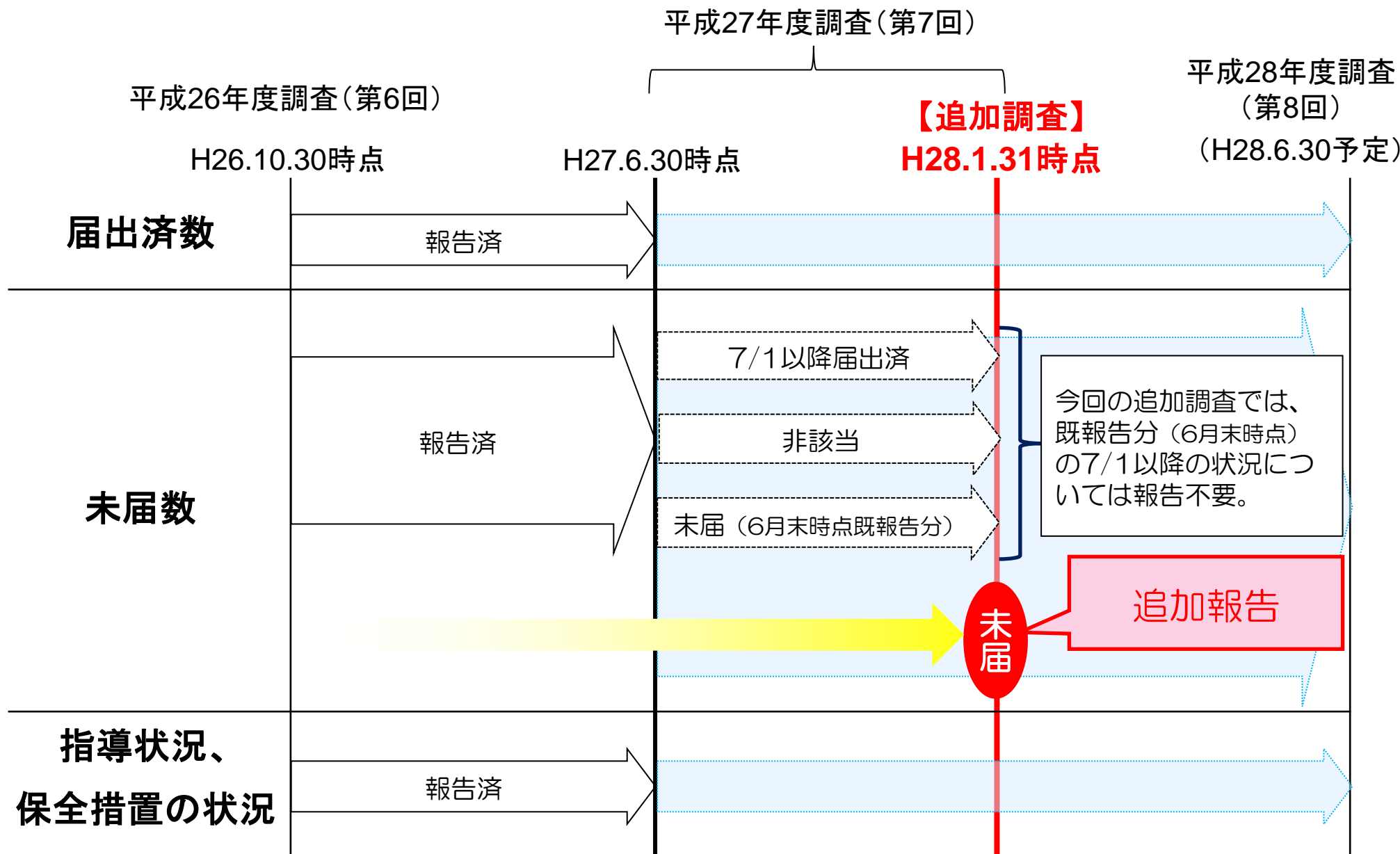
介護保険事業所

介護保険事業所

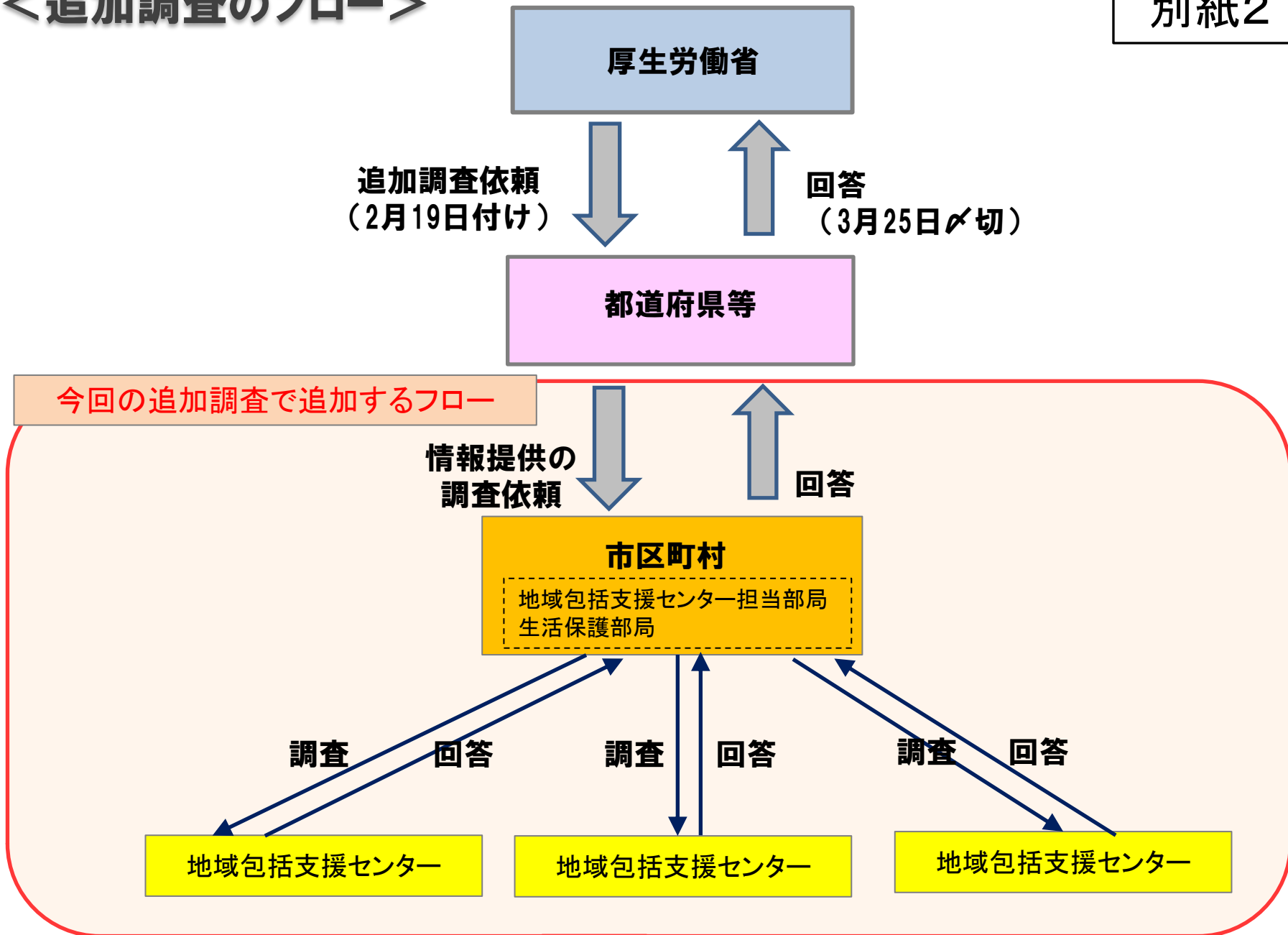


有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査 のフローチャート

別紙1



<追加調査のフロー>



【追加調査表】

締切日：3月25日(金)
※切厳守

未届の有料老人ホームの一覧表【追加調査】

新たに把握をした以下の未届の有料老人ホームについて記載してください。(平成28年1月31日時点)

- ・ 昨年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム
 - ・ 今回の追加調査によって、地域包括支援センター等から新たに情報を把握した未届の有料老人ホーム
- ※サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものは除く

【留意事項】

- ・ 今回調査を行う「未届の有料老人ホーム」には、現在実態把握中のものの他に、未届の有料老人ホームの疑いがあるとして情報提供を受け、今後実態把握を行うものを含みます。
 - ・ 有料老人ホームの該当の有無の判断にあたり疑義があるものも含めて、幅広く把握されますようお願いいたします。
 - ・ なお、入居を前提としていないものであっても、契約内容や実態等から事実上入居させていると判断できる場合は、有料老人ホームに該当し、届出が必要となります。
- ただし、「指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合」(いわゆる、お泊まりデイサービス)として届出されているものや、旅館業法等の他法令で許可や届出されているものは、対象外とします。
- なお、①指定通所介護事業所等の設備を利用しない場合や、②例えば、隣接する建物の食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては指定通所介護事業所等以外で実施する場合は、宿泊サービスの届出対象外ですが、この場合であっても、上記の事実上入居させていると判断できる場合は、有料老人ホームに該当し、届出が必要で、今回の調査の対象となります。

未届の有料老人ホームのうち、設置されている郡市区名、施設名、設置者、定員、入居者数(うち65歳以上の数)、開設年月日、行っているサービス(①食事の提供、②入浴、排せつ又は食事の介護、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理)について記入をお願いします。(不明等の場合は、不明と記入ください)

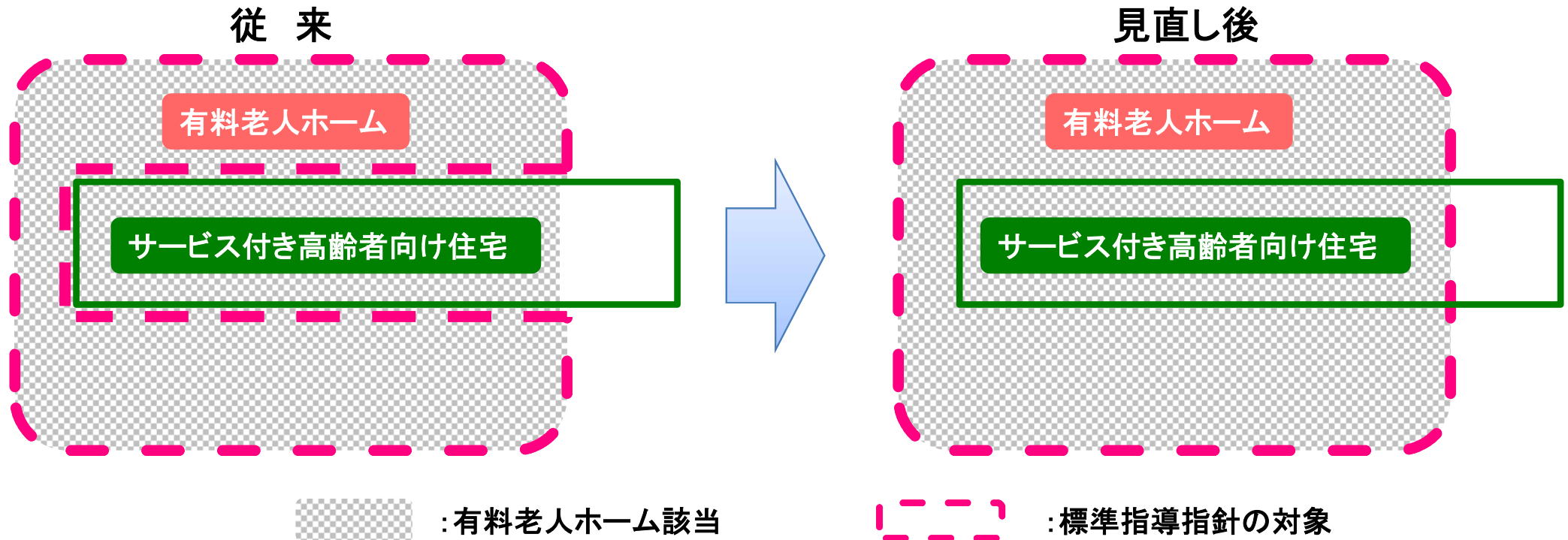
NO	郡市区名	施設名	設置者	定員	入居者数	うち65歳以上の数	開設年月日(西暦) 入力例:2000/1/1	サービスの内容	備考
1								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
2								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
3								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
4								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
5								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
6								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
7								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
8								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
9								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
10								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
11								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	

有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直し～ポイント③～

ポイント3. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

- 従来の標準指導指針では、「サービス付き高齢者向け住宅」は有料老人ホームに該当しても適用対象外としていたが、指導監督を行う都道府県等からは、「サービス付き高齢者向け住宅」も対象とした統一的なガイドラインを求める声も多かった。
- サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを実施。(H27.7.1から適用)

※ 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。



有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅

- サービス付き高齢者向け住宅の事業者が、有料老人ホームの要件となっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを「住宅事業の一部として」実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」に該当することとなる。
- 住宅事業者の希望の有無にかかわらず、上記4サービスのどれか一つでも提供していれば、その住宅は有料老人ホームとなり、老人福祉法の指導監督の対象となる。



実際の登録情報 (H26.3末時点)

	提供する	提供しない
状況把握・生活相談サービス	100%	—
食事の提供サービス	94.7%	5.3%
入浴等の介護サービス	47.3%	52.7%
調理等の家事サービス	50.4%	49.6%
健康の維持増進サービス	59.5%	40.5%

※ 併施設等からサービスが提供されているケースが含まれている場合がある。

「サービス付き高齢者向け住宅」のうち「有料老人ホーム」 に該当するものの取り扱いについて

○有料老人ホームの指導に当たっては、従来より関係機関(介護保険担当部局、開発許可・建築確認担当部局、消防担当部局、景品表示法担当部局、消費生活センター、国民健康保険団体連合会等)と十分な連携を図ることを求めており、さらに今回の改正において、住宅担当部局(サービス付き高齢者向け住宅の運用)との連携を新たに位置づけたところ。

○なお、標準指導指針のうち、サービス付き高齢者向け住宅に適用されることとなる規定は次の通り。

※「設置者」、「立地条件」、「規模及び構造設備の特則」および「事業収支計画」の規定は、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準によることとしている。

○職員の配置、研修及び衛生管理

職員の配置、職員の研修、職員の衛生管理

○有料老人ホーム事業の運営

管理規程の制定、名簿の整備、帳簿の整備、個人情報取り扱い、緊急時の対応、医療機関等との連携、運営懇談会の設置等

○サービス等

食事サービス、生活相談・助言等、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認又は状況把握、機能訓練、レクリエーション、身元引受人への連絡等、金銭等管理、家族との交流・外出の機会の確保、職員に対する提供サービス等の周知徹底、勤務表の適切な作成・管理、高齢者虐待の防止等の措置、身体的拘束等の禁止等

○利用料等

設置者の費用受領の取扱い、前払い方式の基準

○契約内容等

契約締結に関する手続等、契約内容、消費者契約の留意点、重要事項の説明等、体験入居、入居者募集等、苦情解決の方法、事故発生の防止の対応、事故発生時の対応

○情報開示

有料老人ホームの運営に関する情報、前払金を受領する有料老人ホームに関する情報、有料老人ホーム類型の表示、介護の職員体制

地域の状況に応じた有料老人ホーム指導指針の例

居室面積の自治体基準の例(北海道旭川市)

旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針(最終改正平成27年9月1日)

○居室の面積基準(既存建築物の転用等の場合を除く)

入居者1人当たりの床面積10.65平方メートル以上とすること。

※改正前の旭川市指針においては、13平方メートル以上と規定

(参考)有料老人ホーム設置運営標準指導指針(最終改正平成27年3月30日)

○居室の面積基準(既存建築物の転用等の場合を除く)

入居者1人当たりの床面積13平方メートル以上とすること。

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 民生主管部（局）長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第7回）における
「未届の有料老人ホーム」の追加調査の緊急実施について

有料老人ホームの適正な制度運用に向けて、平素より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

例年実施している有料老人ホームに関する定期的な調査について、今年度は、昨年7月30日付け事務連絡に基づき実施しているところです。

このうち未届の有料老人ホームについては、これまで累次にわたり適確な実態把握をお願いし、その結果、実態把握の進展が見られているところではありますが、昨今、未届の有料老人ホームに関する報道等により社会的要請が一層高まっている現状を踏まえ、未届の有料老人ホームの実態把握を更に徹底する必要があるため、下記のとおり、追加調査を緊急に実施させていただきます。

これまでの調査においても、未届の有料老人ホームの把握に際して関係機関及び関係部局との連携をお願いしているところですが、今回の追加調査においては、あらためて市区町村との連携を強化していただき、市区町村の地域包括支援センター担当部局（市区町村に設置された地域包括支援センターを含む）や生活保護部局において把握している未届の有料老人ホームに関する情報の確認を徹底した上で、報告していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、今回の追加調査の趣旨を踏まえ、貴管内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対してこの旨周知いただき、本調査への協力を依頼していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市・中核市の地域包括支援センター担当部局及び生活保護部局に対し、老健局振興課及び社会・援護局保護課からもこの旨周知する予定ですので、両部局とも連携の上、調査を実施いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 追加調査のフロー

別紙1（フォローアップ調査のフローチャート）及び別紙2（追加調査のフロー）を参考に、市区町村に設置している地域包括支援センターで把握している未届の有料老人ホームの情報を確認の上、ご報告をお願いいたします。

（1）都道府県

管内の市区町村に対して、地域包括支援センター担当部局及び生活保護部局において把握している未届の有料老人ホームに関する情報を調査していただくとともに、市区町村に設置されている各地域包括支援センターで把握している未届の有料老人ホームの情報について市区町村に確認を徹底した上で、都道府県に報告していただくよう、依頼をお願いします。

（2）指定都市・中核市

地域包括支援センター担当部局及び生活保護部局において把握している未届の有料老人ホームに関する情報を調査していただくとともに、各地域包括支援センターで把握している未届の有料老人ホームの情報について確認を徹底した上で、報告していただくようお願いいたします。

※なお、都道府県・指定都市・中核市生活保護部局においては「社会福祉各法に法的位置づけのない施設の状況に関する調査について（平成27年5月7日社援保発0507第4号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」に基づく調査結果を把握していることから、生活保護部局への確認は、本調査結果の情報提供を受ける等により対応していただいても構いません。

2 追加調査で把握する「未届の有料老人ホーム」について

Excel 追加調査表「未届の有料老人ホームの一覧表」に従い、以下の未届の有料老人ホームについて、各施設の情報の記載をお願いします。

- ・ 昨年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム
- ・ 今回の追加調査（平成28年1月31日時点）によって、地域包括支援センター等から新たに情報を把握した未届の有料老人ホーム

【留意事項：今回の調査対象とする未届の有料老人ホームについて】

今回調査を行う「未届の有料老人ホーム」には、現在実態把握中のものの他に、未届の有料老人ホームの疑いがあるとして情報提供を受け、今後実態把握を行うものを含みます。

有料老人ホームの該当の有無の判断にあたり疑義があるもの含めて、幅広く把握されますようお願いします。

なお、入居を前提としていないものであっても、契約内容や実態等から事実上入居させていると判断できる場合は、有料老人ホームに該当し、届出が必要となります。

ただし、「指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合」（いわゆる、お泊まりデイサービス）として届出されているものや、旅館業法等の他法令で許可や届出されているものは、今回の調査の対象外とします。

なお、①指定通所介護事業所等の設備を利用しない場合や、②例えば、隣接する建物の食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては指定通所介護事業所等以外で実施する場合は、宿泊サービスの届出対象外ですが、この場合であっても、上記の事実上入居させていると判断できる場合は、有料老人ホームに該当し、届出が必要で、今回の調査の対象となります。

※ 今回の追加調査では、昨年7月30日付け事務連絡に基づき報告していただいた6月30日時点の調査結果（別紙2-3「未届の有料老人ホームの一覧表」）の更新作業は必要ありません。今回の追加調査では、新たに未届の有料老人ホーム（疑いのあるもの含む）の把握の徹底を行うことが目的ですので、追加調査によって新たに情報を把握したもののみ報告をお願いいたします。来年度のフォローアップ調査では、昨年6月30日時点の調査結果と今回の追加調査（H28年1月31日時点）の調査結果を併せて、更新作業をお願いする予定です。

3 国への報告期限

平成28年3月25日（金）までに、以下のメールアドレスに送付願います。

<e-mail>kourei-yosan@mhlw.go.jp

締め切りは厳守をお願いいたします。ご協力よろしくお願いたします。

4 調査結果の公表

取りまとめ次第、平成27年6月末時点の集計結果（未届の有料老人ホーム以外の調査項目も含む）とあわせて、平成27年度調査結果として公表します。

なお、未届の有料老人ホームについては、

- ① 平成27年6月末時点で把握した未届の有料老人ホーム
- ② 今回の追加調査（平成28年1月31日時点）で新たに把握した未届の有料老人ホームを分けた件数を公表する予定です。

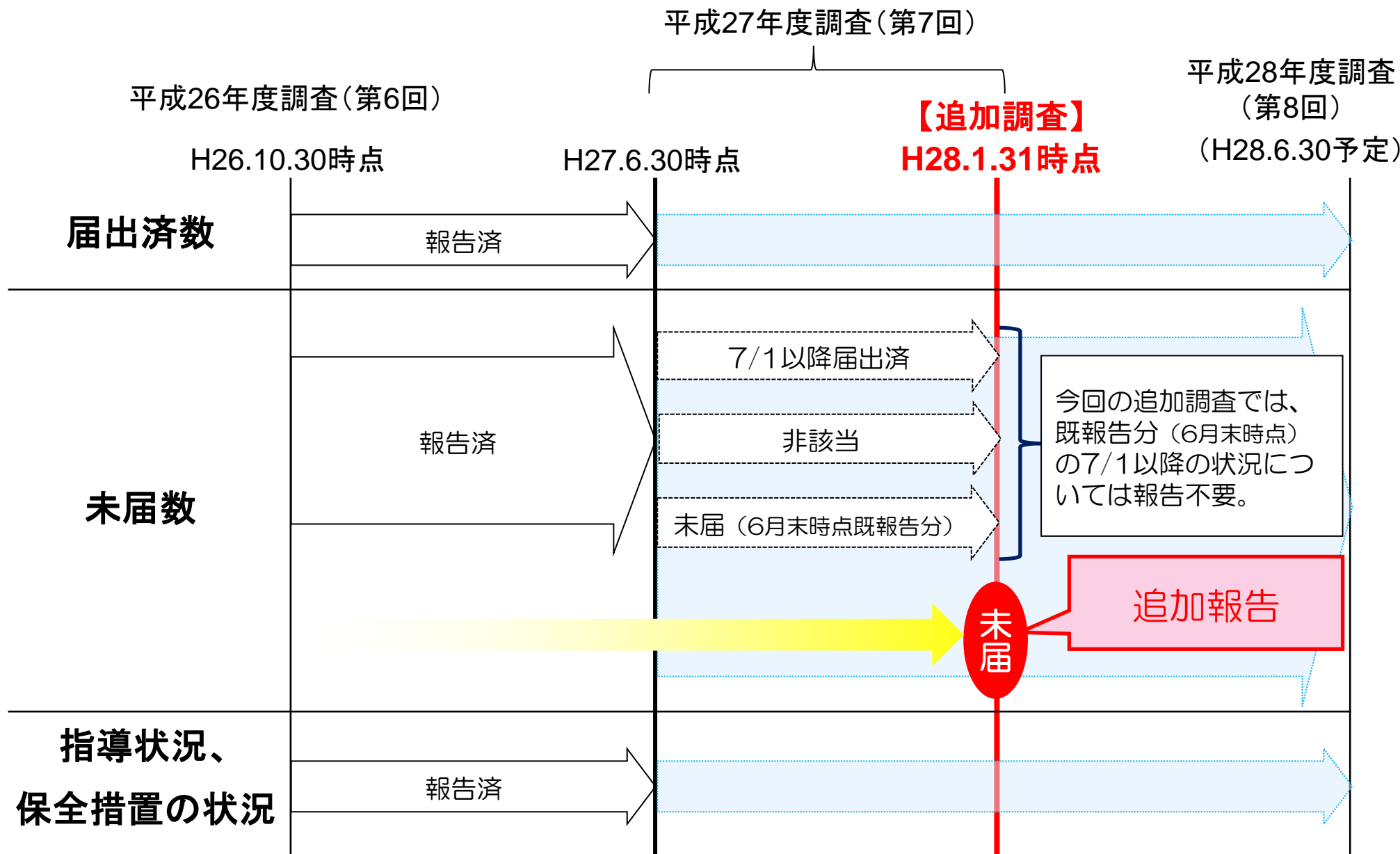
※別紙2-3（追加調査表を含む）は公表しません。

5 その他

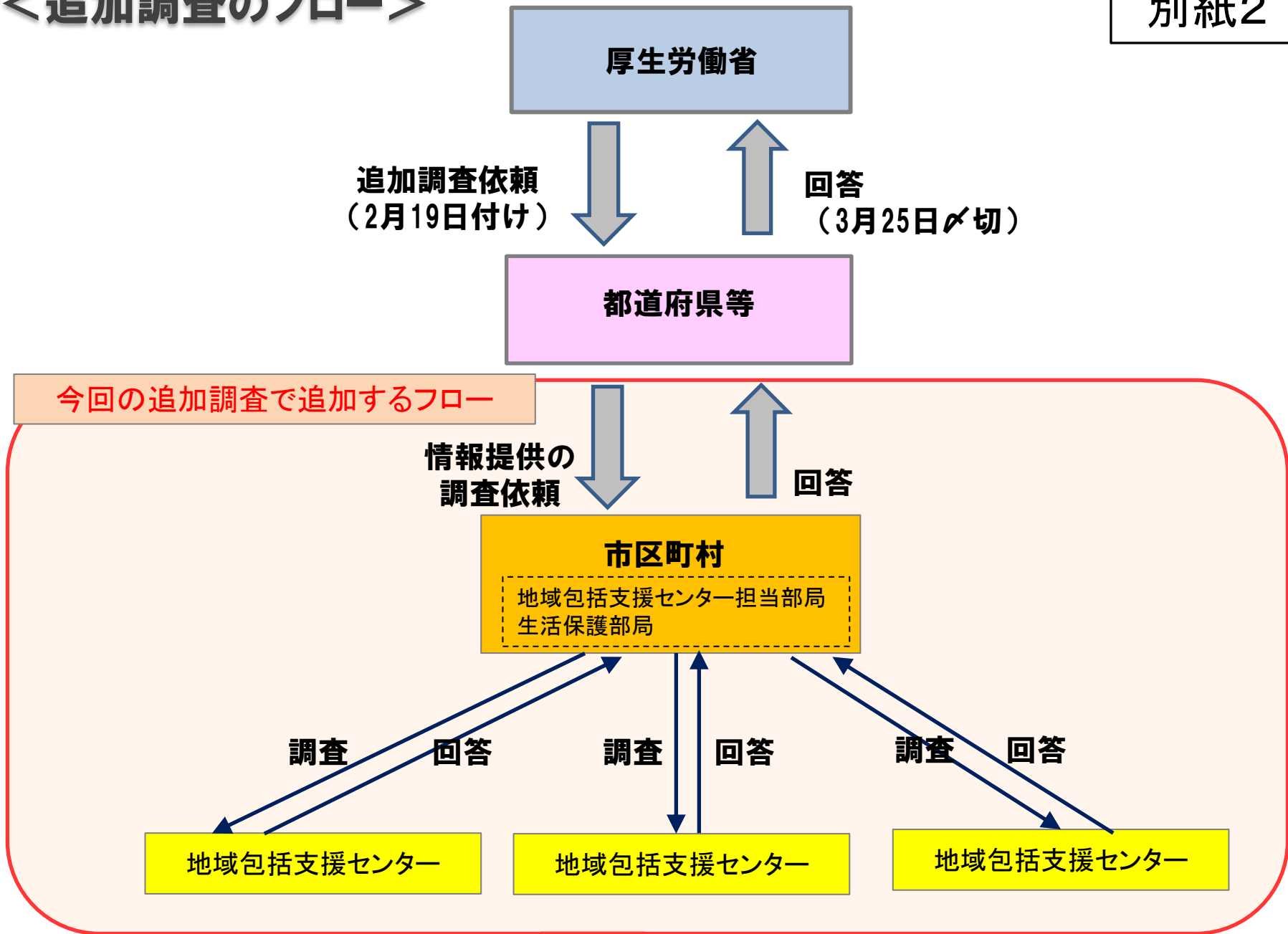
平成28年度のフォローアップ調査（第8回）については、平成28年6月30日時点で調査を行う予定です。

有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査 のフローチャート

別紙1



<追加調査のフロー>



【追加調査表】

締切日：3月25日(金)
※切厳守

未届の有料老人ホームの一覧表【追加調査】

新たに把握をした以下の未届の有料老人ホームについて記載してください。(平成28年1月31日時点)

- ・ 昨年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム
 - ・ 今回の追加調査によって、地域包括支援センター等から新たに情報を把握した未届の有料老人ホーム
- ※サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものは除く

【留意事項】

- ・ 今回調査を行う「未届の有料老人ホーム」には、現在実態把握中のものの他に、未届の有料老人ホームの疑いがあるとして情報提供を受け、今後実態把握を行うものを含みます。
- ・ 有料老人ホームの該当の有無の判断にあたり疑義があるものも含めて、幅広く把握されますようお願いいたします。
- ・ なお、入居を前提としていないものであっても、契約内容や実態等から事実上入居させていると判断できる場合は、有料老人ホームに該当し、届出が必要となります。ただし、「指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合」(いわゆる、お泊まりデイサービス)として届出されているものや、旅館業法等の他法令で許可や届出されているものは、対象外とします。
- ・ なお、①指定通所介護事業所等の設備を利用しない場合や、②例えば、隣接する建物の食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては指定通所介護事業所等以外で実施する場合は、宿泊サービスの届出対象外ですが、この場合であっても、上記の事実上入居させていると判断できる場合は、有料老人ホームに該当し、届出が必要で、今回の調査の対象となります。

未届の有料老人ホームのうち、設置されている郡市区名、施設名、設置者、定員、入居者数(うち65歳以上の数)、開設年月日(西暦)、行っているサービス(①食事の提供、②入浴、排せつ又は食事の介護、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理)について記入をお願いします。(不明等の場合は、不明と記入ください)

NO	郡市区名	施設名	設置者	定員	入居者数	うち65歳以上の数	開設年月日(西暦) 入力例:2000/1/1	サービスの内容	備考
1								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
2								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
3								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
4								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
5								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
6								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
7								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
8								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
9								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
10								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	
11								<input type="checkbox"/> ①食事の提供 <input type="checkbox"/> ②入浴、排せつ又は食事の介護 <input type="checkbox"/> ③洗濯、掃除等の家事 <input type="checkbox"/> ④健康管理	

養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等についての概要

昨今、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が発覚していることから、①高齢者虐待防止における基本的事項、②高齢者虐待の未然防止、③虐待事案の早期発見、④虐待事案への迅速かつ適切な対応、⑤有料老人ホームに対する指導の徹底等について、都道府県等に**対応強化を依頼**（平成27年11月13日老発1113第1号）

① 基本的事項

高齢者虐待はあってはならないもの。全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守る必要

- ・ 養介護施設等⇒従業員のストレスを軽減し、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体で取り組む必要
- ・ 都道府県・市町村⇒高齢者虐待の①未然防止、②早期発見、③事案への迅速かつ適切な対応に取り組む必要

② 未然防止

業務管理体制の全般の適切な運用

- ・ 施設管理者に加え法人も適切に把握

養介護施設等における研修

- ・ 認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」を積極的に活用

③ 早期発見

養介護施設等における虐待の早期発見、通報、対応の徹底

- ・ 周知・啓発

早期発見・見守りネットワークの構築

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 介護相談員
- ・ 自治会
- ・ NPO、ボランティア団体 等

④ 迅速・適切な対応

初動期段階の体制整備

- ・ 地域包括支援センターとの連携

市町村の対応力強化

- ・ 多職種による会議の設置・運営及び専門的な知見を有する者の活用

介護保険法又は老人福祉法の権限行使等

- ・ 虐待ケースの状況に応じ、介護保険法等の権限行使(報告徴収、立入検査、勧告、命令、停止、取消等)

⑤ 有料老人ホームに対する指導の徹底等

(1) 定期的な立入調査等を通じた指導の徹底

- ・ 介護保険担当部局等の他部局とも連携した定期的な立入調査の実施、再発防止に向けた継続的な指導
- ・ (公社)全国有料老人ホーム協会との連携

(2) 適正な事業運営に向けた外部点検等の取組

- ・ 第三者的立場の学識経験者や民生委員等との連携、定期交流などの地域との繋がりを強化する取組の促進

運営懇談会の設置

有料老人ホームの設置運営標準指導指針より抜粋
(最終改正:通知 H27.3.30/適用 H27.7.1)

運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。

- イ 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。
 - ロ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者(入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等)に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。
 - ハ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。
- ニ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。
- ① 入居者の状況
 - ② サービス提供の状況
 - ③ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容

サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会について

地域包括ケアシステムの構築等に向け、サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方について検討を進めるため、有識者を構成員とする検討会を設置。

目的

- サービス付き高齢者向け住宅の質の向上や適正立地など、時代のニーズに即応した施策の徹底した見直しについて検討を行う。

メンバー

委員

(順不同・敬称略)

- 辻 哲夫 東京大学高齢社会総合研究機構教授
- 高橋 紘士 国際医療福祉大学大学院教授
- 園田 眞理子 明治大学理工学部教授
- 大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授
- 大月 敏雄 東京大学工学部教授

オブザーバー

- 国土交通省 国政局 総合計画課長
- 国土交通省 都市局 都市計画課長
- 国土交通省 住宅局 安心居住推進課長
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課長
- 厚生労働省 老健局 振興課長
- 厚生労働省 老健局 介護保険計画課長
- 厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課長

事務局

- 国土交通省住宅局安心居住推進課

開催経緯

- **第1回 (H26.9.8)**
 - ・ 検討会の論点等について議論
- **第2回 (H26.11.11)**
 - ・ 立地の概況について報告
- **第3回 (H27.1.22)**
 - ・ 立地状況や質等に係る実態調査の結果を報告し、今後の検討イメージについて議論
- **第4回 (H27.4.7)**
 - ・ 中間とりまとめ(案)について議論
- **中間とりまとめの成案の公表 (H27.4.15)**

サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会 中間とりまとめ(概要) (H27.4.15 公表)

- 多様な世代が安心・健康に暮らせる「スマートウェルネス住宅・シティ」の整備推進に向け、サ高住を高齢者等の安心居住の地域拠点として、整備補助等を通じて、適切な立地を誘導し、地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進
- 的確なサービスとコミュニティ豊かなサ高住へ魅力を高めていくため、地域等が開かれた「サ高住のオープン化」を図り、「開かれたサ高住」を推進

現状と課題

サ高住の供給状況

<現状>

- ・ 地域的に供給のばらつきがあり、市街化区域外、医療機関等へのアクセスが悪い地域への立地も見られる
- ・ 在宅ケアを支えるサービスである24時間対応の定期巡回・随時対応サービスに係る事業所等の併設は限定的
- ・ 既存ストックの活用は限定的

<課題>

- ① まちづくりや適切なサービス供給等の観点から、地元自治体の関与を強化し、計画的な整備を推進
- ② 在宅ケアの実施に向け、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスに係る事業所等の併設を促進
- ③ コスト抑制等に向け、公的不動産（PRE）や空家等の活用促進

今後取り組むべき主な対策

サ高住の適切な立地の推進

(1) 市町村によるサ高住の供給方針の策定促進

- 市町村の介護保険事業計画等と整合する高齢者居住安定確保計画へのサ高住の供給方針の明示を推進
- 補助金申請時の市町村の意見を聴取。特に、居住誘導区域外に立地するものについて、同意を求める
- 補助金等の支援を供給方針に適合するものに重点化する方向で平成27年度中に検討等

(2) 公的不動産（PRE）や既存ストックの活用促進

- PREの活用に向けた事例集の策定
- 既存の住戸等の活用推進のための整備支援の拡充・規制の緩和等

(3) 事業者の理解等

- 補助金申請時等における需要予測の徹底など、的確な需要予測等に基づく事業者自らの検討が進む環境を整備

(4) 周辺地域へのサービス供給拠点となるサ高住の整備推進

- 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護に係る事業所など、併設施設の整備に対する重点的支援等

サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会 中間とりまとめ(概要)

現状と課題

サ高住の質等

<現状>

- ・見守り・生活相談の従事者の体制にばらつき
- ・同一グループの事業所でケアプランを作成する入居者が多いなど、過剰な介護保険サービスの提供等が懸念
- ・要介護度の重度化等への対応に懸念があるものも存在
- ・要介護度が重度化した場合の対応について説明していないなど、情報提供が不十分な事業者も存在

<課題>

- ① 人員体制の強化や能力の向上
- ② 外部から提供される介護サービス利用の適正化
- ③ 地域の医療・介護との適切な連携など、要介護度の重度化等に的確に対応できる体制の構築
- ④ 情報提供の適正化など、利用者が安心して入居できる環境の整備

高齢者世帯の居住状況

<現状>

- ・要介護認定等を受けている高齢者の大半は在宅

<課題>

- 高齢者の安心な居住確保に向けた地域における見守り・生活相談体制の確保

今後取り組むべき主な対策

サ高住の質の向上

- (1) 見守り・生活相談サービスの提供体制強化
 - 従事者に係る資格のあり方や戸数に応じた従業者数の設定等の検討
- (2) 要介護度の重度化等に伴う適切なサービス提供の確保
 - サービス事業所の整備促進など、地域の医療・介護サービスとの適切な連携の確保等を推進
- (3) 情報提供の適正化、適切な指導監督と第三者による評価
 - 誰もがアクセスできる登録情報の充実・改善
 - 有料老人ホーム設置運営標準指導指針等を踏まえた自治体の適切な指導監督の推進
 - 運営や医療機関との連携状況等に関する第三者による評価に係る指標等の検討

介護サービス利用の適正化

- 保険者によるケアプランの調査・点検強化等により、介護サービスの計画(ケアプラン)の適正化等を推進

地域における生活支援サービスの提供体制の確保

- ICTを活用した地域のNPO等による安価な見守りサービスの提供等に係るモデル的取組の支援
- 居住支援協議会による地域の居住支援に係る取組の実施
- 介護保険制度の地域支援事業を活用した地域における支え合い体制づくりの促進

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成28年度予算(案)
0.8億円

1. 事業概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

①既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、

②日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備すること

等について、国としても支援する。

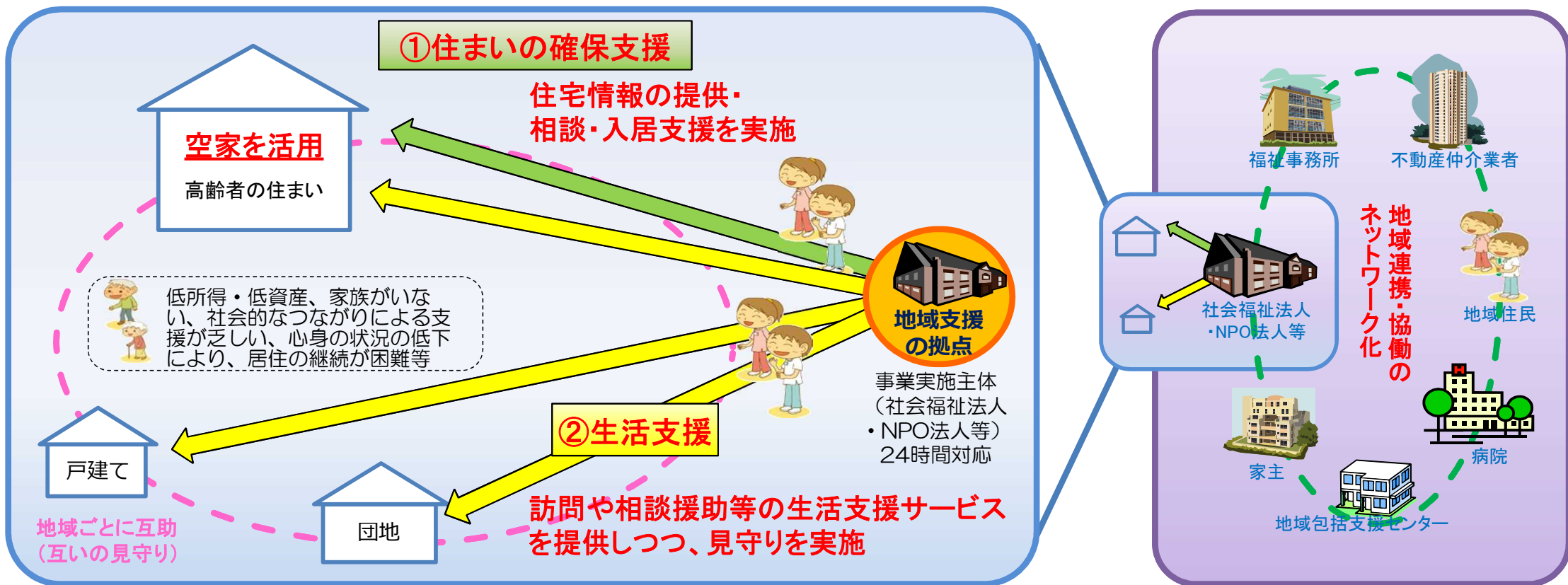
2. 実施主体

市区町村(社会福祉法人、NPO法人等への委託可能)

3. 補助単価等

1事業当たり 5,106千円(定額)※最長3か年

(事業のイメージ)



居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会（※）を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

○ 概要

（1）設立状況

54協議会が設立（H28.2.15時点）[41都道府県・13区市町]

○都道府県

- ・北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

○区市

- ・北海道本別町、山形県鶴岡市、江東区、豊島区、板橋区、調布市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

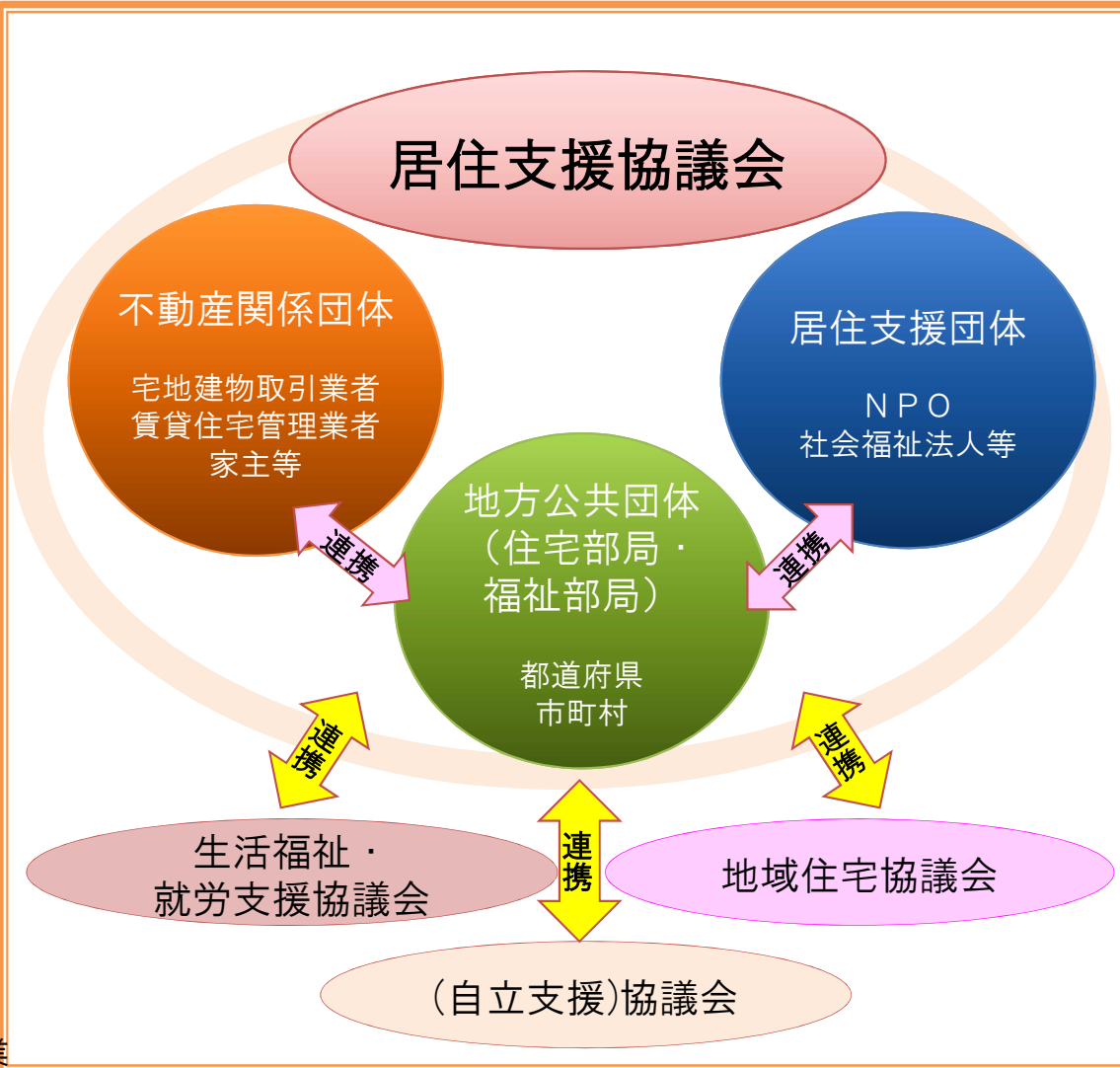
（2）居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催 等

（3）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・補助限度額：1協議会あたり1,000万円
- ・予算(案)：H28年度 重層的住宅セーフティネット構築支援事業(2.1億円)の内数





医療と住まい の新しい関係



～退院先としての住まいのあり方と地域善隣事業※¹の意義

※¹…地域善隣事業とは、高齢者等の地域での居住継続を支援するため、空き家等を活用した「住まいの確保」と「住まい方の支援」を一体的に提供する新しい事業スキームです。詳細は、地域善隣事業HPをご参照ください。<https://www.facebook.com/chiikizenrinjigyou>

開催日：平成 28 年 3 月 14 日（月）13:00～17:45（予定）
会場：発明会館「地下ホール」（東京都港区虎ノ門 2-9-14）
参加費：無料（定員 200 名・先着順）

< プログラム・講師（予定・敬称略） >

1. 高齢者等の住まい・医療・ケアに係る施策動向

- ①療養病床・慢性期医療の在り方 厚生労働省医政局
 - ②生活困窮者自立支援制度 厚生労働省社会・援護局
 - ③低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業 厚生労働省老健局
 - ④居住支援協議会・サ高住 国土交通省住宅局
- 進行：高齢者住宅財団 理事長 **高橋 紘士**

2. 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業※²」の成果・展望 東北大学大学院 教授 **白川 泰之**

3. 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の取り組み紹介

- ①北海道本別町 居住支援協議会の設立
- ②福岡県福岡市 住まいサポートふくおかの成果、課題対応等
- ③大分県豊後大野市 第2の在宅「くすのきハウス」の成果

4. 退院支援・調整に関する実態調査報告 医療経済研究機構 研究員 **佐方 信夫**

5. 記念講演「在宅医療と住まい」 医療法人社団つくし会 新田クリニック 院長 **新田 國夫**

6. まとめ～これからの医療と住まいの新しい関係～

明治大学 工学部建築学科 教授 **園田 真理子**
医療法人社団つくし会 新田クリニック 院長 **新田 國夫**
高齢者住宅財団 理事長 **高橋 紘士** 他

※²…低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業とは、地域善隣事業を参考に厚生労働省が予算化したもので、平成 26 年度から全国で開始されています。詳細は、当財団HPをご参照ください。<http://www.koujuuzai.or.jp/pdf/2014030503.pdf>

対 象

地方公共団体（福祉・住宅）、医療法人、居住支援協議会、福祉系事業者（社会福祉法人、NPO 法人等）、家主・不動産関連団体及び事業者、報道関係、学会関係者、低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業関係者 等

申込方法

当財団に事前申し込み。裏面の申込書、又は当財団HP「イベント情報」より申込書（PDF版・ワード版）をダウンロードし必要事項を記入の上、FAX又はEmail（添付ファイル）でお申込下さい。（財団HP⇒URL: <http://www.koujuuzai.or.jp/>）

主催：一般財団法人高齢者住宅財団

一般財団法人高齢者住宅財団 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-20-9 京橋第八長岡ビル 4 階
TEL：03-6672-7227（直通）03-3206-6437（代表）／ FAX：03-3206-5256
E-mail：zenrin@koujuuzai.or.jp 調査研究部 落合・荒木・藤井

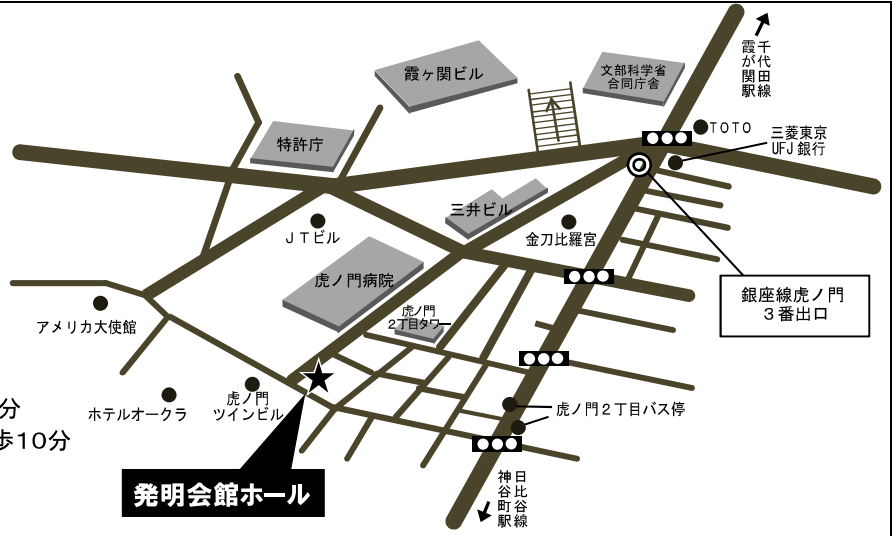
＜ 会 場 の ご 案 内 ＞

**発明会館
「地下ホール」**
(東京都港区虎ノ門 2-9-14)

アクセス

- ・東京メトロ
銀座線 虎ノ門駅 3番出口 / 徒歩5分
- 日比谷線 神谷町駅 4番出口 / 徒歩6分
- 千代田線 霞が関駅 A13番出口 / 徒歩10分

※お車でのご来場はご遠慮願います。



＜ お 申 込 み 方 法 ＞

1. 下記の申込書に必要事項をご記入の上、当財団まで FAX または Email (申込書添付) でお送り下さい。
2. お申し込み受付後、参加票を人数分お送りいたします。当日ご持参下さい。
3. お申込みから1週間以内に当財団から参加票が送られてこない場合は、お手数ですが、当財団までお問合せください。

医療と住まいの新しい関係 ～退院先としての住まいのあり方と地域善隣事業の意義

＜ 参 加 申 込 書 (複数名申込可) ＞

一般財団法人高齢者住宅財団 調査研究部 宛 (財団 URL : <http://www.koujuuzai.or.jp/>)
 FAX : 0 3 - 3 2 0 6 - 5 2 5 6 / Email : zenrin@koujuuzai.or.jp

参加者 (フリガナ) 氏名	フリガナ ()	フリガナ ()
	1.	2.
	フリガナ ()	フリガナ ()
	3.	4.
勤務先名	会社・団体名	
	所属・役職	
※複数名でお申込の方で、ご連絡代表者、または別途担当者がおられる場合はご記入下さい。		
所属	氏名	様
勤務先の住所等連絡先	〒 ー	TEL ()
	E-mail @	FAX ()
該当する業種に○をつけてください	1. 医療法人 2. 社会福祉法人 3. 社会福祉協議会 4. 建設・不動産・賃貸業 5. 民間福祉・サービス事業者 6. NPO法人 7. 地方公共団体・公的団体 8. マスコミ 9. 研究者・学生 10. その他 ()	
通信欄		

※ご記入いただいた個人情報につきましては、当財団が策定しましたプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。当財団の開催するセミナーやイベント等に関する情報提供等に活用させていただく場合もございます。